平成２１年（フ）第４９４号
山梨県笛吹市境川町大坪1111番地３　県営大坪団地Ｂ―105
債務者　平野　未来
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
山梨県甲府市西下条町301番地５　ルーミー甲府32号館101号
債務者　金子　敏之
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
山梨県南アルプス市下高砂100番地１　県営団地１―305号
債務者　飯島　　進
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
山梨県南アルプス市下高砂100番地１　県営団地１―305号
債務者　飯島ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
山梨県甲府市宝２丁目21番６号
債務者　佐藤　敦子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
山梨県甲斐市宇津谷665番地５
債務者　高部ちづる
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３０号
京都府木津川市山城町平尾北払戸20番地
債務者　大西　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３０号
京都市東山区清水４丁目202番地３　仲井ビル206号
債務者　焼き鳥鳥勝こと　小林　京子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８０号
京都市北区上賀茂蟬ケ垣内町50番地
債務者　村瀬　清子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２８号
京都市西京区上桂北村町123番地　ヴェルデ桂507
債務者　松嶋　陽一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
兵庫県相生市双葉２丁目１番４号
債務者　熊谷　道之
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６４０号
兵庫県姫路市日出町３丁目18番地　兵庫県営姫路日出住宅１号棟508号
債務者　中山　　実
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８１９号
兵庫県加古川市平岡町新在家475番地の18
債務者　角田　　弘
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２１号
兵庫県加古郡稲美町野寺1050番地の52
債務者　中川富美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９１５号
兵庫県赤穂郡上郡町岩木丙399番地１
債務者　大釜　義隆
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３８６号
奈良県桜井市大字三輪572番地
債務者　中田加津代
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５７５号
広島県安芸郡坂町植田４丁目６番９号
債務者　倉橋　則子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　広島地方裁判所民事第４部